注 イについて、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 から指定地域密着型特定施設に入居した場合は、入居した日から 起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算とし て、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院若しく は診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への 入所後に当該指定地域密着型特定施設に再び入居した場合も、同 様とする。

ニ~へ (略)

介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域 密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居 者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>平成</u> 33年3月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣 が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>へ</u>までにより算定した単位 数の1000分の82に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>へ</u>までにより算定した単位 数の1000分の60に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから<u>へ</u>までにより算定した単位 数の1000分の33に相当する単位数

(4) • (5) (略)

- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
 - (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)

一 要介護 1二 要介護 2

<u>565単位</u> 634単位 <u>ハ</u>~<u>ホ</u> (略)

へ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域 密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居 者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>平成</u> 30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にお いては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>ホ</u>までにより算定した単位 数の1000分の82に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>ホ</u>までにより算定した単位 数の1000分の60に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから<u>ホ</u>までにより算定した単位 数の1000分の33に相当する単位数

(4) • (5) (略)

- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
- (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)

一 要介護 1

547単位

□ 要介護 2

614単位

要介護4 774単位 一 要介護5 341単位 回 要介護5 341単位 回 要介護5 341単位 回 要介護6 341単位 回 要介護7 341単位 回 要介護7 341単位 回 要介護8 341単位 回 要	■ ⑤ 要介護 3	704単位	(三) 要介護 3	682単位		
図 要介護5 地域密者型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1 日につき) 1 日につき 1 日につき 2 日に 2 日に	, , = 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,		. ,,			
22 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) 日につき	, , = 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,					
→ 要介護1	1 / 21/17/2		. ,,	·		
 □ 要介護 2)			
□ 要介護 3	⊖ 要介護 1	<u>565単位</u>	(→) 要介護1	547単位		
一次	二 要介護 2	<u>634単位</u>	二 要介護2	614単位		
田 要介護 5 841単位 ロ コニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) コニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) コニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) コニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) コニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) コニット型地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費 (1) コニット型地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費 (1) コニット型地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費 (1) フニット型地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費 (1) アク 要介護 3 (762単位 (2) コニット型地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費 (1) アク 要介護 1 (2) コニット型地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費 (1) アク 要介護 1 (2) コニット型地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費 (1) アク 要介護 3 (762単位 (2) コニット型地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費 (1) アク 要介護 3 (762単位 (2) コニット型地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費 (1) アク 要介護 3 (762単位 (2) アク 要介護 3 (762単位 (2) アク 要介護 4 (328単位 (2) アク 要介護 4 (328単位 (2) アク 要介護 4 (328単位 (2) アク 要介護 5 (309単位 (2) アク 第 2 (309世位 (2	三 要介護 3	704単位	三 要介護 3	<u>682単位</u>		
□ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (1 日につき) (一) 要介護 1 (644単位) (三) 要介護 2 (712単位) (三) 要介護 3 (785単位) (四) 要介護 4 (854単位) (2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1) エニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) エニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) エニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1) エニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) 要介護 3 (762単位) (2) エニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1) 日につき) (一) 要介護 1 (644単位) (2) エニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) エニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) エニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) 要介護 1 (625単位) (2) エニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) 要介護 1 (2) 要介護 2 (691単位) (2) 要介護 2 (691単位) (2) 要介護 3 (762単位) (2) エニット型地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) 要介護 3 (762単位) (2) エニット型地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) 要介護 3 (762単位) (2) 要介護 4 (828単位) (2) 第分 (2)	四 要介護 4	774単位	四 要介護 4	749単位		
(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき) (一 要介護 1 644単位 (二 要介護 2 712単位 (三 要介護 3 785単位 四 要介護 4 854単位 五 要介護 5 922単位 (2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき) (一) 要介護 1 644単位 (二 要介護 5 922単位 (二 要介護 2 712単位 (二 要介護 6 922単位 (二 要介護 7 922単位 (二 要介護 7 922単位 (二 要介護 8 922単位 (三 要介護	(五) 要介護 5	841単位	(五) 要介護 5	814単位		
1日につき) (→ 要介護 1 644単位 (□ 要介護 2 712単位 (□ 要介護 3 785単位 (四 要介護 4 854単位 (□ 要介護 5 922単位 (2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (2) 要介護 3 762単位 (□ 要介護 3 785単位 (□ 要介護 3 785単位 (□ 要介護 3 785単位 (□ 要介護 3 785単位 (□ 要介護 4 854単位 (□ 要介護 3 785単位 (□ 要介護 4 854単位 (□ 要介護 4 854単位 (□ 要介護 5 922単位 (□ 要介護 644単位 (□ 要介護 644単位 (□ 要介護 644単位 (□ 要介護 644単位 (□ 要介護 1 625単位 (□ 要介護 1 625単位 (□ 要介護 2 691単位 (□ 要介護 2 691単位 (□ 要介護 3 762単位 (□ 要介護 3 762単位 (□ 要介護 3 762単位 (□ 要介護 4 828単位 (□ 要介護 3 762単位 (□ 要介護 4 828単位 (□ 要介護 4 828単位 (□ 要介護 5 894単位 (□ を) 691単位 (□ 要介護 691単位 (□ 要介護 691単位 (□ P介護 69	ロ ユニット型地域密着型介護老人	福祉施設入所者生活介護費	ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費			
 (→) 要介護 1 (□) 要介護 2 (□) 要介護 3 (□) 要介護 4 (□) 要介護 5 (□) 要介護 5 (□) 要介護 6 (□) 要介護 6 (□) 要介護 6 (□) 要介護 7 (□) 要介護 6 (□) 要介護 7 (□) 要介護 8 (□) 要介護 6 (□) 要介護 6 (□) 要介護 7 (□) 要介護 1 (□) 要介護 2 (□) 要介護 3 (□) 要介護 3 (□) 要介護 4 (□) 要介護 5 (□) 要介護 5 (□) 整過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1 目につき) (□) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1 目につき) 	(1) ユニット型地域密着型介護老	人福祉施設入所者生活介護費(1)((1) ユニット型地域密着型介護者	长人福祉施設入所者生活介護費(I)(
 □ 要介護 2	1日につき)		1 目につき)			
 (三) 要介護 3 (四) 要介護 4 (四) 要介護 5 (2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1 日につき) (1) 要介護 2 (2) 要介護 3 (2) カニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1 日につき) (1) 要介護 2 (2) カニット型地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) カニット型地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) カニット型地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介護費(II) 要介護 2 (2) カニット型地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介護費(II) 要介護 2 (3) 要介護 1 (4) 要介護 2 (4) 要介護 3 (5) 要介護 3 (5) 要介護 4 (五) 単位 (五) 本の地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介護費(1) 日につき) (五) 経過的地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介護費(1) 日につき) (五) 経過的地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介護費(1) 日本のは、またのは、またのは、またのは、またのは、より、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	─ 要介護 1	644単位	⊕ 要介護1	625単位		
四 要介護4 854単位 四 要介護5 922単位 四 要介護5 922単位 四 要介護5 922単位 四 要介護6 四 要介護7 2 四 要介護8 日につき 日に 日につき 日につき 日に 日に 日に 日に 日に 日に 日に 日	□ 要介護 2	712単位	二 要介護2	691単位		
 田 要介護5 (2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき) (1) 要介護1 (2) カニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき) (3) カニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき) (4) 要介護1 (4) 要介護2 (5) 単位 (2) カニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) カニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) カニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) 要介護2 (4) 要介護1 (5) 単位 (5) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) カニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) カニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (3) 要介護2 (4) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (5) 単位 (5) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (5) 単位 (5) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) 	(三) 要介護 3	<u>785単位</u>	三 要介護 3	<u>762単位</u>		
(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき) (2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき) (2) カニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき) (1日につき) (2) カニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) カニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (2) カニット型地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費(II) 要介護 1 日につき) (2) カニット型地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費(II) 要介護 1 日につき) (2) カニット型地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費(II) 要介護 1 日につき) (2) カニット型地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費(II) 要介護 1 日につきり(ロ) 要介護 2 日の地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費(II) 経過的地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費(II) 日につきり(ロ) 経過的地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費(II) 日につきり(ロ) 経過的地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費(II) 経過的地域密着型介護名人福祉施設入所者生活介護費(II)	四 要介護 4	854単位	四 要介護 4	828単位		
1日につき) (→ 要介護 1 644単位 (□ 要介護 2 712単位 (□ 要介護 2 691単位 (□ 要介護 3 762単位 (□ 要介護 4 854単位 (□ 要介護 5 922単位 (□ 要介護 5 922単位 (□ 要介護 5 922単位 (□ 要介護 5 894単位 (□ 要介護 5 894単位 (□ 要介護 5 894単位 (□ を)) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき) (□ 経過的地域密	田 要介護 5	922単位	田 要介護5	894単位		
(→) 要介護 1 644単位 (→) 要介護 1 625単位 (二) 要介護 2 712単位 (二) 要介護 2 691単位 (三) 要介護 3 785単位 (三) 要介護 3 762単位 (四) 要介護 4 854単位 (四) 要介護 4 828単位 (五) 要介護 5 (五) 要介護 5 894単位 (ハ) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) 日につき) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) 日につき) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) 日につき) (土) 要介護 1 (五) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (五) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1)	(2) ユニット型地域密着型介護老	人福祉施設入所者生活介護費(11)((2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)(
(二) 要介護 2 712単位 (三) 要介護 3 785単位 (四) 要介護 4 854単位 (五) 要介護 5 922単位 (五) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (五) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (五) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (五) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (土) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (土) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1)	1日につき)		1 日につき)			
(三) 要介護3 785単位 (四) 要介護4 854単位 (五) 要介護5 922単位 (五) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) (五) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (五) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) (力) 要介護1 (五) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) (五) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (五) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) (日) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) (五) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	要介護 1	644単位	⊕ 要介護1	<u>625単位</u>		
四 要介護4 854単位 五 要介護5 922単位 ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (1) 整過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1)	二 要介護 2	712単位	二 要介護 2	<u>691単位</u>		
 田 要介護 5 四 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1) 	三 要介護 3	785単位	三 要介護3	762単位		
へ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) へ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) (2) 要介護1 (4) 軽過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (59単位 (4) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	四 要介護 4	854単位	四 要介護 4	828単位		
き) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) つき) (上) 要介護1 659単位 (上) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (上) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	五 要介護 5	922単位	五 要介護 5	894単位		
(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) つき) (一) 要介護1 659単位 (一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	<u>ハ 経過的地域密着型介護老人福祉</u>	施設入所者生活介護費(1日につ	八 経過的地域密着型介護老人福祉	上施設入所者生活介護費		
————————————————————————————————————	<u>き)</u>		(1) 経過的地域密着型介護老人福	福祉施設入所者生活介護費(1日に		
	(1) 経過的地域密着型介護老人福	祉施設入所者生活介護費(I)	<u>つき)</u>			
□ 要介護 2 724単位 a 要介護 1 700単位	<u>一</u> 要介護 1	659単位	<u>一</u> 経過的地域密着型介護老人	、福祉施設入所者生活介護費(I)		
	<u>二 要介護 2</u>	724単位	<u>a</u> 要介護 1	700単位		

(一) 两人类 2	70.4 光 /六	1	亚 久	700兴
<u>三 要介護 3</u>	794単位	<u>b</u>	<u>要介護 2</u>	<u>763単位</u>
<u> </u>	859単位	<u>C</u>	要介護3	830単位
<u>国 要介護 5</u>	923単位	<u>d</u>	要介護4	893単位
(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設			<u>要介護 5</u>	955単位
<u>─</u> 要介護 1_	659単位	<u>()</u> <u>ź</u>	径過的地域密着型介護者	人福祉施設入所者生活介護費(II)
<u>二</u> 要介護 2	724単位	<u>a</u>	<u>要介護 1</u>	700単位
<u>三</u> <u>要介護 3</u>	794単位	<u>b</u>	<u>要介護 2</u>	763単位
<u>四</u> 要介護 <u>4</u>	859単位	<u>C</u>	<u>要介護 3</u>	830単位
<u> </u>	923単位	<u>d</u>	<u>要介護 4</u>	893単位
		e	要介護 5	955単位
		(2) 旧封	 措置入所者経過的地域密	着型介護老人福祉施設入所者生活介
		護費	(1日につき)	
		<u>(—)</u>	 旧措置入所者経過的地域%	密着型介護老人福祉施設入所者生活
			護費(<u>[)</u>	
		<u>a</u>	要介護1	700単位
		<u>b</u>	要介護2又は要介護3	800単位
		c	要介護4又は要介護5	923単位
		<u>()</u>	旧措置入所者経過的地域	密着型介護老人福祉施設入所者生活
		<u>介</u> 記	護費(Ⅱ)	
		<u>a</u>	<u>要介護 1</u>	<u>700単位</u>
		<u>b</u>	要介護2又は要介護3	800単位
		c	要介護4又は要介護5	923単位
ニ ユニット型経過的地域密着型介護老力	人福祉施設入所者生活介護費	= ==	ット型指定地域密着型介	護老人福祉施設における経過的地域
		密着型	介護老人福祉施設入所者。	生活介護
(1) ユニット型経過的地域密着型介護者	老人福祉施設入所者生活介護	(1) 그:	ニット型経過的地域密着熱	型介護老人福祉施設入所者生活介護
			1 日につき)	
 <u>一</u> 要介護 1_	730単位			着型介護老人福祉施設入所者生活介
	795単位	護	費(<u>I)</u>	
<u></u> 要介護 3	866単位	a		766単位
	931単位	<u> </u>	要介護 2	829単位
		_		I

田 要介護 5

(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 費(II)

<u></u> 要介護 2 <u>795</u>単位

三要介護 3866単位四要介護 4931単位

国 要介護 5
995単位

注1 イ<u>及び口</u>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(同項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、

 c
 要介護3
 897単位

 d
 要介護4
 960単位

 e
 要介護5
 1,022単位

二 ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護費(II)

<u>a</u> 要介護 1 766単位

<u>b</u> 要介護 2 829単位

<u>c</u> <u>要介護 3</u> <u>897単位</u>

<u>d</u> <u>要介護 4</u> <u>960単位</u>

e 要介護 5 1,022単位

(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護費 (1日につき)

<u>ー</u> ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護費(I)

a 要介護 1 766単位

<u>b</u> 要介護 2 又は要介護 3 <u>868単位</u>

c 要介護4又は要介護5 990単位

□ ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護費(II)

<u>a</u> 要介護 1 766単位

<u>b</u> 要介護 2 又は要介護 3 868単位

<u>c</u> 要介護4又は要介護5 990単位

注1 イ<u>、ロ、ハ(1)及びニ(1)</u>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(同項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。)(介

995単位

当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 <u>八及び三</u>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、<u>所定単位数の100分の10に相当する</u> 単位数を所定単位数から減算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置入所者(以下「旧措置入所者」という。)に対して行われるものを除く。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 <u>ハ(2)</u>及び<u>ニ(2)</u>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護<u>(旧措置入所者に対して行われるものに限る。)</u>を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、<u>1日につき5単位</u>を所定単位数から減算する。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型サービス基準第百三十七条第五項<u>及び第六項</u>又 は第百六十二条第七項<u>及び第八項</u>に規定する基準に適合していな いこと。

5 • 6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。<u>ただし</u>、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 夜勤職員配置加算(三)イ

56単位

(6) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)口

61単位

(7) 夜勤職員配置加算(図)イ

16単位

(8) 夜勤職員配置加算(1))口

21単位

8 (略)

- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 特定施設入居者生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護 費、地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービス における生活機能向上連携加算の基準

5 • 6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、 1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

8 (略)

指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該指定特定施設、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して、利用者又は入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。)に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>ナ</u>を算定している場合は、算定しない。

12・13 (略)

14 入所者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者(以下「視覚障害者等」という。)である入所者の占める割合が100分の30以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者(以下「障害者生活支援員」という。)であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算(I)として、1日につき26単位を、入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の50以上である指定地域密着型介護老人福祉施設

9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。)に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>ソ</u>を算定している場合は、算定しない。

11・12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者(以下「視覚障害者等」という。)である入所者の数が15以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者(以下「障害者生活支援員」という。)であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

において、障害者生活支援員であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを2名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算(II)として、1日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、障害者生活支援体制加算(II)を算定している場合は、障害者生活支援体制加算(II)は算定しない。

15 (略)

- 16 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定地域密着型介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注15に掲げる単位を算定する場合は算定しない。
- 17 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室 (以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、 平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、経過的地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、当 分の間、それぞれ、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護費(II)を算定する。
- 18 次のいずれかに該当する者に対して、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、それぞれ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)を算定する。

<u>14</u> (略) (新設)

- 15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室 (以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、 平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、経過的地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所者経過 的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場 合は、当分の間、それぞれ、経過的地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護費(I)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護費(II)を算定する。
- 16 次のいずれかに該当する者に対して、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、それぞれ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)を算定する

0

イ~ハ (略)

ホ (略)

へ 再入所時栄養連携加算

400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護 老人福祉施設に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合 であって、当該者が退院した後に再度当該指定地域密着型介護老 人福祉施設に入所(以下この注において「二次入所」という。) する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際 に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定地域 密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管 理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に 、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。た だし、チを算定していない場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サー

<u>通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五</u>号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ト・チ (略)

<u>リ</u> 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作

ホ (略) (新設)

イ~ハ (略)

<u>へ・ト</u> (略) (新設) 成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

- 2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける低栄養リスク改善加算の基準 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号 及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

<u>ヌ〜ヲ</u> (略)

ワロ腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護 老人福祉施設において、<u>次に掲げるいずれの基準にも該当する</u>場 合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合にお いて、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しな い。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔

<u>チ</u>~<u>ヌ</u> (略)

ル 口腔衛生管理加算

110単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、<u>歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が</u>、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ケアを月2回以上行うこと。

- ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、 介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員か らの相談等に必要に応じ対応すること。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着 型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護 療養施設サービス、介護医療院サービス、介護予防特定施設入居 者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護における口腔 衛生管理体制加算の基準

- イ 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受け た歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者、入所者 又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成され ていること。
- 口 通所介護費等算定方法第五号、第八号、第九号、第十号、第 十二号、第十三号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十 二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

カ 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届 け出て当該基準による食事の提供を行う指定地域密着型介護老人 福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは 、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ~ハ (略)

- ョ 配置医師緊急時対応加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、

(新設)

(新設)

6単位 ヲ 療養食加算

18単位

注次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届 け出て当該基準による食事の提供を行う指定地域密着型介護老人 福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは 、1日につき所定単位数を加算する。

イ~ハ (略)

当該指定地域密着型介護老人福祉施設の配置医師(指定地域密着型サービス基準第131条第1項第1号に規定する医師をいう。以下この注において同じ。)が当該指定地域密着型介護老人福祉施設の求めに応じ、早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。以下この注において同じ。)、夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。以下この注において同じ。)又は深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下この注において同じ。)に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合は、診療が行われた時間が早朝又は夜間の場合は1回につき650単位、深夜の場合は1回につき1,300単位を加算する。ただし、看護体制加算』の参算定していない場合は、算定しない。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における配置医 師緊急時対応加算に係る施設基準
 - イ 入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日 や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体 的状況等について、配置医師と当該指定地域密着型介護老人福 祉施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。
 - <u>ロ</u> 複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療 機関の医師が連携し、施設の求めに応じ二十四時間対応できる 体制を確保していること。

タ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(I)として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位

ワ 看取り介護加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り 介護を行った場合においては、死亡日以前4日以上30日以下につ いては1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日について

- を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を 、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する 。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しな い。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定地域密着型介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(II)として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(I)を算定している場合は、算定しない。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り 介護加算に係る施設基準
 - <u>イ</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算(I)に係る施設基準
 - (1) 常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護 老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若 しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により 、二十四時間連絡できる体制を確保していること。
 - (2) 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその 家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている こと。
 - (3) 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種 の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設 における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指

は1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

針の見直しを行うこと。

- (4) 看取りに関する職員研修を行っていること。
- (5) <u>看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう</u> 配慮を行うこと。
- <u>ロ</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算(II)に係る施設基準
 - (1) 第四十四号の二に該当するものであること。
 - (2) イ(1)から(5)までのいずれにも該当するものであること。

レ~ナ (略)

ラ 褥瘡マネジメント加算

10単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町 村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続 的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、3月に1回を限度と して、所定単位数を加算する。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の 基準

- イ 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設 入所時に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行 い、その評価結果を厚生労働省に報告すること。
- 口 イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所 者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の 職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し ていること。
- <u>へ</u> 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するととも に、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録して いること。

<u>カ</u>〜<u>ソ</u> (略) (新設) <u>ニ</u> イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに 褥瘡ケア計画を見直していること。

ム 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定地域密着型介護老人福祉施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

<u>ウ</u> (略)

中 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>ウ</u>までにより算定した単位 数の1000分の83に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>ウ</u>までにより算定した単位 数の1000分の60に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(11) イからウまでにより算定した単位

(新設)

<u>ツ</u> (略)

ネ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域 密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所 定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定 している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>ネ</u>までにより算定した単位 数の1000分の83に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>ツ</u>までにより算定した単位 数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(11) イからツまでにより算定した単位

数の1000分の33に相当する単位数		数の1000分の33に相当する単位数	I
(4) • (5) (略)		(4) • (5) (略)	
8 複合型サービス費		8 複合型サービス費	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)		イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	
(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合		(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	
(→) 要介護 1	12,341単位	⊖ 要介護 1	12,341単位
二 要介護 2	17,268単位	二 要介護 2	17, 268単位
(三) 要介護 3	24,274単位	三 要介護 3	24,274単位
四 要介護4	27,531単位	四 要介護 4	27,531単位
(五) 要介護 5	31,141単位	五 要介護 5	31, 141単位
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合		(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(→) 要介護 1	11,119単位	⊖ 要介護1	11,119単位
二 要介護 2	15,558単位	二 要介護 2	15,558単位
三 要介護 3	21,871単位	三 要介護 3	21,871単位
四 要介護 4	24,805単位	四 要介護 4	24,805単位
(五) 要介護 5	28,058単位	五 要介護 5	28,058単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	
(1) 要介護 1	565単位	(1) 要介護 1	565単位
(2) 要介護 2	632単位	(2) 要介護 2	632単位
(3) 要介護 3	700単位	(3) 要介護 3	700単位
(4) 要介護 4	767単位	(4) 要介護 4	767単位
(5) 要介護 5	832単位	(5) 要介護 5	832単位
注 1 ~ 4 (略)		注 1 ~ 4 (略)	
<u>5</u> <u>イについては、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事</u>		(新設)	
業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定する			
サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所を			
は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事			
事業所において、注9における届出をしている場合			
、サテライト体制未整備減算として、1月につき見	所定単位数の		
100分の97に相当する単位数を算定する。			